

実施	2010/3/1	公益財団法人 HIOKI 奨学・緑化基金 役員報酬等規程	文書 No.	規-0
改定	2022/11/30		版数	2

(規程の目的)

第1条 この規程は、公益財団法人 HIOKI 奨学・緑化基金(以下、「本基金」という。)の定款第 28 条に基づき、業務執行理事に対する報酬ならびに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 業務執行理事の報酬は俸給とする。
2 前項の締め切り期間は、当該月の1日から末日までの1か月とする。
3 業務執行理事が、月または年の途中で就任、辞任、退任した場合の報酬は月割り計算とする。1か月未満の端数が生じたときは、1か月に繰り上げる。

(俸給)

第3条 業務執行理事は年俸制とし、次の年俸額の範囲で評議員会において決定する。業務執行理事の年俸額は、240万円を限度とする。
2 俸給は、年俸額の12分の1を毎月21日に支給する。ただし、21日が休日になった場合は、直近の休日でない日に繰り上げて支給する。

(報酬の支払方法)

第4条 報酬は、法令の規定により控除すべき金額を控除し、その残額を当該業務執行理事の指定する銀行口座への振込みにより支払う。

(死亡時の扱い)

第5条 業務執行理事が死亡した場合は、その遺族に当月分の報酬を全額支給する。
2 前項の遺族の範囲及び順位については、労働基準法施行規則第42条から第45条までの規定を適用する。

(出張旅費)

第6条 役員(業務執行理事も含む)及び評議員の出張旅費の支給は、別に定める出張旅費規程により支給する。

(慶弔見舞金)

第7条 役員(業務執行理事も含む)及び評議員に対しては、慶弔見舞金は支給しない。

(退職慰労金)

第8条 役員(業務執行理事も含む)及び評議員に対しては、退職慰労金は支給しない。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な細目は、理事会の決議を経て代表理事が別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は評議員会の議決を経て、これを行う。

附 則

この規程は、公益財団法人への移行の登記の日から施行する。

【改訂履歴】(覚え)

版	改訂日	内容
2	2022/11/30 一部改定(即日施行)	-1.定款の一部変更に伴い、第1条の定款第27条を第28条に修正。 -2.第3条2項を現状にあわせ俸給支給日を毎月20日支給から21日支給に変更。支給日が休日の場合の対応を追記。